

# 平成27年山形村議会第3回定例会

## 議事日程（第1号）

平成27年9月4日（金曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成27年9月4日

(13日間)

至 平成27年9月16日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 請願、陳情の委員会付託

日程第 7 報告第 3号

日程第 8 報告第 4号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 9 同意第 2号

日程第10 諮問第 2号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第11 認定第 1号

日程第12 認定第 2号

日程第13 認定第 3号

日程第14 認定第 4号

日程第15 認定第 5号

日程第16 認定第 6号

日程第17 認定第 7号

日程第18 議案第41号

日程第19 議案第42号

日程第 2 0 議案第 4 3 号

日程第 2 1 議案第 4 4 号

日程第 2 2 議案第 4 5 号

日程第 1 3 議案の委員会付託

---

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君

2 番 上 条 浩 堂 君

3 番 新 居 禎 三 君

5 番 小 林 武 司 君

6 番 籠 田 利 男 君

7 番 増 澤 武 志 君

8 番 大 月 民 夫 君

9 番 西 牧 一 敏 君

1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君

1 1 番 赤 羽 千 秋 君

1 2 番 三 澤 一 男 君

1 3 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百瀬 久 君

副 村 長 中村俊春 君

教 育 長 山口隆也 君

代表監査  
委 員 笹野初雄 君

会計管理者 住吉 誠 君

総務課長 中村康利 君

税務課長 篠原雅彦 君

住民課長 青沼永二 君

保健福祉  
課 長 塩原美智代 君

子 育 て  
支 援 課 長 小林好子 君

保育園長 百瀬 清 君

産業振興  
課 長 赤羽孝之 君

建設水道  
課 長 簗町通憲 君

教育次長 上條憲治 君

総 務 課  
財 政 係 長 村田鋭太 君

---

事務局職員出席者

事務局長 籠田佐知子 君

書記 神通川直美 君

---

◎開会の宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成27年第3回山形村議会定例会を開会いたします。

報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは禁止されております。

---

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番・増澤武志議員、8番・大月民夫議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月31日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月16日までの13日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月16日までの13日間と決定いたしました。

---

◎村長招集あいさつ

○議長（平沢恒雄君） 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いします。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議員の皆様、おはようございます。今日、ここに平成27年度山形村議会9月定例会の招集をいたしましたところ、議員の皆様におきましては全員おそろいでご出席を賜りましたこと、誠にありがとうございます。一言、招集のごあいさつを申し上げます。

今年は、6月定例会以降、大変暑い日が続き、日本列島は猛暑の記録づくめでありました。ここにきて、秋雨前線の影響で気温が下がってきましたが、残暑が残る落ち着いた陽気であります。その中で、ここ、松本地域におきましては、昨年のような自然災害にあわない平穏な気象でありましたことは、幸せなことでもあります。しかし、日本各地ではゲリラ豪雨や竜巻の被害がありました。また台風のニュースをお聞きしますと、被害に遭われました地域の皆様には、心からお見舞い申し上げる次第であります。穏やかな実りの秋を期待する次第であります。

さて、9月は防災月間であります。日本各地で防災訓練が行われました。村は、松本市と合同開催日で、6日の日曜日に開催することにいたしました。今、日本列島は、東日本大震災以降、火山列島と言われています。レベル5の口永良部島、警戒レベル4の桜島、今は静かですが御嶽山、浅間山、箱根山の噴火など、火山列島、地震列島と言われる島に、私達は暮らしています。住民として安全という意味では、ひとときも気が休まるものではありません。しかし、今年は山形村は幸いに、火災の件数は今のところゼロ件であります。クマの出没もありますが、職員が早期に警戒パトロール

を実施していただいておりますこともあり、昨年に比較したら少ない状態です。地震災害につきましては、先にお話しましたように、6日に山形村地震総合防災訓練を実施いたします。終了後は、各地域の自主防災訓練の結果を踏まえ、反省会等をもとに、さらに非常時に備えて防災体制の充実を行いますので、議員の皆様におかれましても、ご支援とご協力をお願いいたします。

さて、国政に目を向けますと、安倍総理の続投は無投票で決まりそうであります。昨年度の、来年度の概算要求を見ますと、安倍政権の掲げる成長戦略で、過去最大の102兆4,000億円が出ております。財務省は、97兆円くらいに絞り込むと言っていますが、大変な額であります。要求項目で気になりました社会づくりの内容であります。北陸新幹線を福井まで延ばしたりとか、情報・セキュリティ対策の強化とか、農地整備事業、また地方創生に資する自治体の支援に新型交付税を見込むとありました。末端の山形村行政にまで届くことを期待し、予算の確保を努力したいと思っております。

一方、長野県の阿部政権は6年目を迎え、支持率も86%を超え、高い支持で運営をしております。昨年は、御嶽山を始め、防災、減災の安心安全な県づくりに取り組んだとありますが、今年は子育て支援、製造業の活性化に取り組みたいです。重要なのは製造ばかりでなく、農業、林業、サービスの生産性の構造を取り込みたいと思っております。また観光では、海外に目を向け、外国人観光客を呼び込む工夫をしたいと希望を述べています。特に地方創生では、地域の中で付加価値を高める仕組みをつくり、それを目指し、また外からの利益を持ってこず、稼ぐ力を高め、地方創生オール信州で行きたいと豊富を語っております。これらの県政の方向を受け、村政に反映できるところは協力をお願いし、実施していきたいと考えております。

さて、山形村村政は、今年、健康寿命延伸の村づくりの方針を新たに加え、本年度の予算執行に邁進しております。執行にあたりましては、新しく取り組む事業につきまして、今回の補正予算を審議たることをしていますが、健康寿命延伸の村づくりについては、今年計画づくりの位置づけとして取り組んでまいります。基本的な考え方は、県の幸せ信州創造プランの中の、生きがい、健康、県づくりの健康エースプロジェクトに合わせて進めていくように考えております。具体的な取り組みにつきまして、今回、3名の議員から一般質問をいただいておりますので、活動の経過等につきましては、後ほどお話しするといたしまして、私が描きます健康寿命延伸の活動のよい一例を身近にありましたので、お話をしたいと思います。

これは、厚生労働省の試行事業ですが、公益財団愛知健康づくり振興財団が実施している、2泊3日のスマートライフステイが、山形村スカイランドきよみずで実施されました。6つの企業から、昨年健康診断の結果から、糖尿病予備群と認定された保険者を十数名募りまして、山形村にやってきました。責任者の方に会いまして、経済産業省のお役人でありました。プログラムを見せていただき、説明をお聞きしましたら、プログラムのメニューは、C、これはチェックですね。E、イーツ、食べる。それから、A、アクション。それから、C、チェックと、長野県のエースプロジェクトの狙いと同様の内容がありました。具体的には、Cは健康チェックをして、まず到着したら健康チェックをして、それからスカイランドきよみずの食事を季節に合ったメニューを食し、そしてミラ・フード館ではソバ打ち体験をして、そのやまっちソバを食べ、歩いてファーマーズガーデンまで行き、野菜の丸かじり体験をするとありました。Aは星空、夜景ツアー、清水寺参拝、それから清水高原の山菜ウォーキングと運動実技を組み合わせまして、最後に健康チェックをして、このツアーの振り返り等を確認する仕組みが組まれていました。大変、参考になりました。最近、松本市に厚生労働省がよく来るとお聞きしておりましたので、国も本腰を入れて動き出したというふうに思いました。何においても、山形村で行われているのが嬉しいことです。これは愛知県健康づくりに、トヨタエンタープライズの事業としてお客様をスカイランドに招致するプランであることがわかり、またさらに嬉しく思いました。とにかく、山形村としては近くによい参考事例があることはよいことで、私がイメージしていました新人セラピーにおいては、企業の悩む管理者の心の回復を狙ったものでございますが、このスマートライフステイのお客様は、私のような糖尿病予備群をターゲットにしていることが気に入りました。山形村健康事業延伸の計画は、これからですので、議員の皆様と一緒によい計画を検討していきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、9月定例会にお諮りいたします議題は、お手元に配付しました内容で、報告事項2件、委員選任、推薦の2件、それから平成26年度歳入歳出決算認定7件と、補正予算など議案5件であります。よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

最後に、議員の皆様におかれましては、くれぐれもお体をご自愛されまして、今議会のご審議にご精励くださいますことをお願い申し上げて、招集のあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

---

◎諸般の報告

- 議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果報告以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。  
神通川書記。

（事務局書記朗読）

---

◎行政報告

- 議長（平沢恒雄君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

- 村長（百瀬 久君） 行政報告をいたします。

本会で報告します内容は、工事の発注状況についてであります。お手元に配付されております資料に、「工事の発注状況」をご覧いただき、ご報告に返させていただきますと思います。よろしく願いいたします。

---

◎請願・陳情の委員会付託

- 議長（平沢恒雄君） 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。本日までに受理しました請願・陳情は、27請願第5号と27陳情第2号、第3号の3件であります。

書記をして件名の朗読を行います。神通川書記。

（事務局書記朗読）

- 議長（平沢恒雄君） ここで本請願の紹介議員より、内容説明を求めます。27請願第5号について内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

(1番 大池俊子君 登壇)

- 1番(大池俊子君) それでは、「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について説明したいと思います。

請願趣旨としまして、どの子にも行き届いた教育をするために、国の責任で35人学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、それぞれの関係機関に提出していただきたいということと、国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求める意見書についてであります。

理由としましては、細かく書かれていますが、読んでいただきたいと思います。主なものには、23年に国会において、1年生に35人学級を導入することが全会一致で決まり、また小学校2年から中学までは順次改定するとされていましたが、27年の予算編成において、小学校1年も40人学級にすべきとんでもない提案が出されました。しかし、これは国民の強い要求で断念されています。長野県におきましては、平成25年には中学3年までが35人学級を実施されています。これは順次されてきていますが、山形村でも県で小学校から順次上げていくに従って、村の予算で小学校6年までいち早く実施されています。これも国の予算できちんとした予算編成がなされれば、各自治体の負担も少なくなるということで、ぜひ請願を出していただきたいと思います。また、他国並みに教育予算というものを取れば、35人学級というのは可能であるということで、ぜひ慎重な審議をよろしくお願ひしたいと思います。

- 議長(平沢恒雄君) 本日、提案されました請願1件、陳情2件については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審議願うことにいたします。

---

◎報告第3号

- 議長(平沢恒雄君) 日程第7、報告第3号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。村長より報告を求めます。百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

- 村長(百瀬 久君) 報告第3号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の説明を申し上げます。



地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の早期健全化、財政の再生に関する指標であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び、将来負担比率の4指標による健全化判断比率を、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものです。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字がないため、前年度と同様の数値なしとなりました。実質公債費比率は前年度に比べ、2.6ポイント低下して、3.6%となり、早期健全化基準に該当しませんでした。また、将来負担比率は前年度と同様の数値なしとなりました。

次に、同じ法律の第22条第1項の規定により、公営企業の経営健全化に関する指標であります資金不足比率を、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものです。

資金不足比率は、水道事業、清水高原簡易水道及び公共下水道事業の3公営企業会計とも資金不足は生じていないため、前年度と同様に数値なしとなり、いずれも経営健全化基準に該当しませんでした。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。詳細説明があれば、これを許します。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 補足説明をさせていただきます。本日、議員の皆様には報告の議案差し替えということでお手数をおかけしたわけですが、その内容でございます。1の健全化判断比率の連結実質赤字比率という欄がございます。その財政再生基準が当初お配りしましたものが35%となっておりましたが、これが引き下げられておまして、30%という形になっておりますので、そこを訂正させていただきましたということでございます。以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） ここで、代表監査委員より、「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」の審査意見について報告をお願いします。

代表監査委員。

○代表監査委員（笹野初雄君） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして審査されて、平成26年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をいたしましたので、審査意見書に基づきましてご報告を申し上げます。

始めに、平成26年度山形村健全化判断比率審査でございます。審査の概要ですが、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。審査の結果、審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。実質赤字比率、連結実質赤字比率は共にございません。実質公債比率は3.6%となっております。個別意見といたしまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、該当比率がございません。実質公債費率につきましては、3.6%であります。早期健全化基準の25%の範囲内にあると認められました。また、将来負担比率は数値なしであります。このことから、是正、改善を要する事項は、特に指摘する事項はございません。

次に、平成26年度山形村資金不足比率審査でございます。審査の概要ですが、村長が提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる書類を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。審査の結果、審査された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認めました。

清水高原簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計とも、資金不足比率は発生しておりません。このことから、是正、改善を要する事項は特に指摘する事項はございません。以上、審査の意見のご報告を申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の報告が終わりました。それでは、報告第3号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。以上で報告第3号は終了いたします。

---

#### ◎報告第4号

○議長（平沢恒雄君） 日程第8報告第4号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 報告第4号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」申し上げます。

本年、5月1日、職員による個人敷地内において発生しました物損事故について、当事者と和解が成立し、損害賠償金額が確定いたしました。この件につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。よろしく申し上げます。

なお、詳細につきましては、建設水道課長より報告をさせます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。ここで担当課長の詳細説明があれば、それを許します。

旗町建設水道課長。

○建設水道課長（旗町通憲君） それでは、報告第4号につきまして、補足説明をさせていただきます。

本年の5月1日でございますが、開栓作業のため個人の敷地内に車を駐車したわけでございますが、その公用車を移動の際、ハンドル操作の誤りにより、個人所有のカーポートの支柱に接触させ、傷をつけてしまいました。両者話し合いの結果、カーポート支柱の修理は軽微なため行わないとの示談が成立いたしました。なお、公用車の修繕費用の20万3,906円につきましては、全国自治協会、長野県町村自動車共済で対応することといたしました。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。それでは、報告第4号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。以上で報告第4号は終了いたします。

---

◎同意第2号及び諮問第2号

○議長（平沢恒雄君） 日程第9及び日程第10は、人事に関する議案でありますので、一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただ今、一括議題としました同意第2号、諮問第2号の議案に

ついて、村長より提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 同意第2号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の価格に対する不服を審査決定するため、市町村に設置するものとして地方税法に定められ、地方税条例、村税条例により、3人の委員で組織されています。

この審査委員会委員であります上條勝さんにつきましては、本年9月30日をもって3年間の任期満了となりますが、引き続き上條勝さんを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は、村の固定資産の実態を熟知し、中立公正で慎重に審査を行うことが重要であり、上條勝さんに委ねることが適切と考え、選任したいと思います。ご同意をよろしく願います。

続きまして、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明申し上げます。

「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在人権擁護委員であります百瀬悦子人権擁護委員が12月31日をもって任期満了となることから、法務大臣から山形村長に対し、長野地方法務局長を通じて、委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、引き続き百瀬悦子氏を推薦したいと考えておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見を聞いて、法務大臣に委員候補者を推薦することになっているため、議会の意見をお聞かせ願うものであります。

百瀬悦子氏は、見識高く、現在2期目の人権擁護委員を務められております。人権問題や人権思想の普及高揚のために適任と存じますので、ご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 以上で、村長の提案説明が終わりました。

ここで議案審査についてお諮りします。議会運営委員会において、同意第2号、諮問第2号につきましては、委員会付託を承諾し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることと設定しましたが、これにご意義ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、ただ今議題といたしました、同意第2号、諮問第2号につきましては、委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩をいたします。休憩。

(午前 9時36分)

---

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時47分)

---

○議長(平沢恒雄君) それでは、先般議題といたしました日程第9同意第2号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

同意第2号について、原案の通り同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、同意第2号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第10諮問第2号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

討論を終結し、直ちに採決します。

諮問第2号について、原案の通り答申することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、諮問第2号「人権擁護委員候補の推薦について」は原案のとおり答申することに決定しました。
- 

◎認定第1号から認定第7号

- 議長（平沢恒雄君） 日程第11認定1号から、日程第17認定第7号までを一括して議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

- 議長（平沢恒雄君） ただ今、一括議題といたしました認定第1号から認定第7号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

- 村長（百瀬 久君） 決算認定第1号から第7号までの提案説明を申し上げます。

平成26年度山形村の一般会計1会計、特別会計5会計及び水道事業会計1会計の合計7会計にかかわる決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

決算の金額は実質収支に関する調書に沿って、千円単位で申し上げます。

まず、認定第1号「平成26年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」であります。一般会計の決算については、歳入総額が34億9,092万7,000円、歳出総額が33億5,111万1,000円となり、歳入歳出差引額は1億3,981万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、1億1,510万9,000円で黒字決算となりました。

次に、認定第2号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、歳入総額11億290万4,000

円、歳出総額、10億1,493万5,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、8,796万9,000円となりました。

次に、認定第3号「平成26年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、歳入総額6,343万9,000円、歳出総額6,331万9,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、12万円となりました。

次に、認定第4号「平成26年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。介護保険特別会計の決算につきましては、歳入総額が、6億9402万1,000円、歳出総額は6億7,879万3,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は、1,522万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号「平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」であります。この清水高原簡易水道特別会計の決算については、歳入総額が、1,611万5,000円、歳出総額は1,467万9,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は、143万6,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号「平成26年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。この公共下水道事業特別会計の決算については、歳入総額が、4億4,315万4,000円、歳出総額は4億2,919万7,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は、1,395万7,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号「平成26年度山形村水道事業会計決算認定について」であります。地方公営企業法を適用する水道事業会計の損益については、収益的収支の総収益が1億9,599万1,000円、総費用が1億6,660万9,000円となり、当年度純利益は2,938万2,000円の黒字決算となりました。これに、前年度繰越利益剰余金1,316万8,000円を加え、当年度未処分利益剰余金は4,255万円となりました。

次に、資本的収支につきましては、資本的総収入額が98万4,000円、資本的総支出額が6,779万4,000円となりました。収入が支出に不足する額6,680万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金を6,667万8,000円と、消費税資本的収支調整額13万1,000円で補填いたしました。

また、平成26年度水道事業の剰余金の処分については、建設改良積立金等に2,600万円、翌年度繰越利益剰余金に1,655万円とするものです。

この剰余金の処分につきましては、後ほど議案として提出し、ご説明申し上げます。

以上、決算の認定につきましては、その概要を申し上げます。ご審議をお願いい

たします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの村長の説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、認定第1号についての詳細説明はありますか。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） それでは、一般会計の決算の補足説明を申し上げたいと思います。

議案としまして、会計決算と決算説明書の2冊がお手元にあるかと思いますが、一般会計決算の方で説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

まず、1ページをご覧くださいと思います。先ほど村長が申し上げましたように、歳入につきましては34億9,092万7,000円、歳出合計が33億5,111万1,000円、差引先引き1億3,981万6,000円ということになっております。

ちょっとページが飛びますが、96ページをご覧くださいと思います。96ページに、実質収支に関する調書が記載されております。この中に、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額という形で載っておりますが、1億1,510万9,000円ということであります。

すみません、また元に戻りますが、歳入歳出の決算、款項の表で説明申し上げたいと思いますので、2ページをお開きいただきしたいと思います。なお後日、全協における決算説明会がありますので、主立ったもののみを申し上げたいと思います。まず、歳入の関係で、1款の村税でございますけれども、村税の歳入状況は9億7,292万8,000円になっております。歳入の締める割合は、27.9%となっております。村民税、固定資産税、軽自動車税は、増となっておりますけれども、たばこ税は66万ほど減額となっております。そこに記載の通り不能欠損としましては、353万7,000円があります。

2款の地方譲与税委から、10款の交通安全対策特別交付金ですが、これは国、県から一定の基準で、村の方に交付されるものでございます。もっとも大きなものは、9款の地方交付税で、13億2,360万1,000円、全体の収入から見れば約38%を占めている状況でございます。

11款の分担金及び負担金ですが、この主なものは、山形保育園とやまのこ保育園の保育料の負担金でございます。

それから3ページ。12款の使用料及び手数料の関係でございます。これは主に、公共施設の使用料や、戸籍や住民票、税務の諸証明の手数料でございます。3,189万



3,000円となっております。

13 款の国庫支出金ですが、後ろの方の92ページの繰越明許費の方にも国庫支出金がございますので、繰越明許の211万9,000円を合わせますと、2億5,693万7,000円という金額になります。主なものは11ページになりますけれども、社会福祉費の障害者の自立支援の給付金の負担金、それから児童手当の負担金、臨時福祉給付金等の補助金やら、がんばる地域の交付金。国民年金の事務取扱負担金などが主な内容となっております。

14 款の県の支出金でございますが、先ほど申し上げました国庫負担金の支給ルールに伴って県が負担するもののほか、県で行っております単独事業の、補助事業の補助金が含まれております。

それから15 款の財産収入でございますけれども、土地建物の貸付収入金のほか、利子及び配当金などとなっております。

16 款の寄付金でございますが、一般寄付金と、ふるさと応援寄付金。それから、総務管理費寄附金という形で、121万円ほどとなっております。

それから17 款の繰入金でございますけれども、5,189万5,000円でございますが、そのうちの主なものは、下水道推進基金から5,000万円の繰入が主なものであります。

18 款の繰越金は、1億5,343万1,000円となっております。

19 款の諸収入でございますけれども、6,293万4,000円ですが、この主なものはゴミ袋の販売収入などのほか、19ページから21ページに詳細の内容がございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

20 款の村債でございますけれども、臨時財政対策債としまして、1億5,387万7,000円となっております。歳入につきましては、以上であります。

続きまして、歳出の関係で4ページをご覧いただきたいと思っております。議会費でございますけれども、7,630万3,000円の支出となっております。全体の占める割合は、2.3%ほどとなっております。

2 款の総務費ですが、3億8,004万6,000円。前年度は、下竹田の防災拠点施設があったために、26年度決算としましては、1億円あまりの大きな減額というような決算となっております。

3 款の民生費でございますけれども、9億8,587万8,000円。これは、全体の29.4%となっております。

4 款の衛生費でございますが、3億2,180万2,000円。これは、全体の9.6%とな

っており、後期高齢者医療の広域連合療養給付費の負担金、それから塵芥処理費としまして、広域施設組合への負担金が主な割合を占めております。

5 款の労働費でございますが、143万1,000円。これは、例年並みの決算状況となっております。

6 款の農林水産業費ですが、1億5,876万6,000円で、全体の4.7%でございますが、26年度におきましては電害対策、それから前の年の冬にありました大雪の被害対策にかけた経費等が決算として上がってきております。

7 款の商工費でございますが、8,012万4,000円。全体の2.3%でございますが、住宅リフォーム事業が大きく伸びたという形で、決算額が少し前年よりは伸びているという状況にあります。

8 款の土木費であります。3億8,438万円ほどとなっております。これは、全体の11.5%を占めておりますが、公共下水道事業への繰出金が大きな割合を占めているという内容でございます。

9 款の消防費ですが、1億2,274万2,000円で、これは全体の3.7%ほどになります。これは常備消防としまして、松本広域連合への負担金、9,562万8,000円が主な支出という形になっております。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。教育費は、2億6,218万2,000円。これは、全体では7.8%ほどの支出という形でございます。

12 款の公債費ですが、3億3,560万8,000円で、全体の10%、ちょうど1割という金額になっておりまして、元金に3億702万1,000円。利子に、2,858万7,000円の支出となっております。

13 款の諸支出ですが、2億1,460万8,000円。全体の6.4%ほどになりますが、財政調整基金、地域福祉基金、公共施設整備基金への積立金が主な内容となっております。

少し飛びますが、92ページから95ページをご覧くださいと思います。先ほど、ちょっと一部は言いましたけれど、25年度から26年度に繰り越した決算内容となっております。歳入では2,731万5,000円、歳出で2,724万円となっております。主なものは、子ども子育て支援制度のシステム改修費、それから小学校の屋外運動広場の芝生化工事等を行ったのが、繰越分の内容の主なものでございます。

以上、決算内容の概略を申し上げました。先ほども申し上げましたように、後日、全体の決算説明会がありますので、詳細につきましては、その折りにお願いしたいと

思います。以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第2号についての詳細説明はありますか。

青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 議案のところに含めまして、決算説明書もご用意してあります。また、決算認定につきましては、後日、詳細な説明の時間がありますので、ここではその概略について、もう少し説明をさせていただきます。

この平成26年度は、医療費の支払いが、前年度に引き続き減少しました。このため、村長説明のとおり、歳入歳出の差引では、8,700万円ほどの繰越金が生じております。この繰越金には平成27年度で精算する国庫金として、約1,400万円が含まれております。実質収支は黒字でありますけれども、単年度実質収支額は、マイナスの3,500万円ほどで、これは前年度に比較して700万円ほど減少しております。

説明は以上になります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第3号についての詳細説明はありますか。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。

塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） それでは、山形村介護保険特別会計決算、決算書の方で補足説明をさせていただきたいと思います。決算書の1ページをご覧ください。先ほど、提案説明で申し上げたとおり、実質収支につきまして、1,522万8,770円となっております。

次に、2ページ、歳入をご覧ください。千円単位で申し上げます。まず、介護保険料でございますが、前年度に比べまして、600万5,000円の増となりまして、1億3,130万9,000円です。また、17名の被保険者につきまして、不納欠損といたしました。その他の科目につきましては、一定のルールにより、それぞれ入っておりますので、省略させていただきます。

次に3ページをご覧ください。歳出の主なものは2款の保険給付費になりますので、保険給付費の詳細説明をしたいと思います。保険給付費は、6億3,511万5,000円で、前年度に比べますと、3,805万4,000円の増となっております。この保険給付費の増の要因ですけれども、10ページから給付の内訳が出ております。主なところをまとめて申し上げますと、10ページの上段、1目、居宅介護サービスのうち、訪問介護で前年度比409万5,000円、介護予防通所介護で同じく307万円の増。3目の、地域密着型介護サービスのうち、小規模多機能型居宅介護で1,440万3,000円の費用が増加してお

ります。また、5目、施設介護サービス費の介護老人福祉施設で、前年度比2,036万3,000円の費用が増加いたしました。一方で前年度に比べ、保険給付比が減少したものとして、居宅介護サービスのうち、介護老人福祉施設の短期入所と、介護老人保険施設の短期入所で、合わせて502万8,000円。地域密着型介護サービスのうち、認知症対応型通所介護で、552万3,000円。施設介護サービス費の介護療養型医療施設で225万3,000円の費用が減少いたしました。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。

旗町建設水道課長。

○建設水道課長（旗町通憲君） それでは、認定第5号、平成26年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。実質収支に関する調書に合わせて、千円単位でご説明を申し上げます。

決算書1ページをご覧ください。26年度の決算総額は、歳入で前年度比141万3,000円増の、1,611万5,000円。歳出につきましては、前年度115万1,000円増の、1,467万9,000円となりました。この結果、差引残額は、前年度比26万2,000円増の、143万6,000円となりました。

続いて、歳入の概要を申し上げます。事項別明細、4ページをご覧くださいと思います。一番上段、使用料でございますが、水道料金の収入収納額は、654万7,000円で、前年度比62万円の増となりました。全水道料金のうち、およそ半分の53%を占めるスカイランドきよみずの使用料金につきましては、前年度より57万8,000円多い、349万1,000円となっております。

中断の2款、繰入金についてですが、一般会計から高料金対策及び償還金にかかるふんと、統合計画にかかる経費分等を含め、前年度比171万5,000円増の、836万円を繰り入れております。

続きまして歳出になりますが、5ページをご覧くださいと思います。上段、経営管理費の中の委託料でございますが、歳入で申し上げましたが、25年度からの事業で統合計画にかかる経費で固定資産台帳の整備委託料で173万円があります。その他、26年度は、配水管の破管事故がありまして、修繕料で前年度比63万2,000円増の、121万7,000円。それから、給水ができないことに伴う清水寺管理人への補償費といたしまして、52万4,000円の支出がございました。支出の大きなものは、下段の2款、公債費でございますが、記載の元利償還と利子分を合わせまして、702万1,000円を支出して

ございます。詳細につきましては、決算説明をご覧くださいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第6号についての詳細説明はありますか。

旗町建設水道課長。

○建設水道課長（旗町通憲君） 認定第6号、平成26年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明を申し上げます。実質収支に関する調書に合わせて、千円単位でこちらも説明させていただきます。

決算書1ページをご覧くださいと思います。26年度の決算総額は、歳入で前年度比1,013万6,000円増の4億4,315万4,000円でございます。歳出総額は、4億2,919万7,000円で、前年度比1,767万円の増額の決算となりました。この結果、差引残額は1,395万7,000円で、前年度比1,753万4,000円減の決算となりました。

続いて、歳入の主立った点のみご説明申し上げます。事項別明細書の4ページをご覧くださいと思います。1款の下水道分担金の現年分で、接続件数につきまして、前年度比100件減の18件で、630万円となりました。

次に、2款、使用料のうち、1目、下水道使用料ですが、現年分調定額で1億5,616万3,000円となりました。前年度比で371万円の減額となりました。これは、冬期間の暫定2カ月分の暫定見込率を見直したことや、使用水量の減少に加え、3月末に打切決算を行ったため、本来出納整理期間中に入る予定でありました使用料82万9,000円あまりが計上できなかったためであります。それから、中断の3款、国庫支出金でございますが、前年度に引き続き、補助事業の下水道施設長寿命化計画に基づく自主設計委託に対する交付金、1,130万円を見込みましたが、こちらにつきましても3月の収入とならなかったため0円ということでございます。

次に4款、繰入金のうち1目、1項の一般会計繰入金につきましては、前年度と同じ2億5,000万円。それから、2項の推進基金からの繰入はありませんでした。

次に歳出、6ページをご覧くださいと思います。1款の下水道費のうち、1目、公共下水道事業建設費の委託料でございます。国庫補助事業で行った処理場長寿命化実施設計、それから浄化センターの耐震診断業務、下水道事業継続計画の策定業務の3件で、2,269万円。公営企業会計の移行準備にかかる下水道事業法的化業務、それから公営企業会計システムの整備、公営企業会計移行に伴う条例の整備の3件で、1,320万3,000円の支出となり、目の総額は、前年度比2,350万5,000円増の3,615万1,000円となりました。

次に、2目、下水道事業管理費でございます。今年度は、総額9,150万5,000円で、前年度比582万5,000円ほど減額となっております。また、予算残が大きいわけですが、こちらにつきましては、平成27年3月末までに支払いができなかった委託料があるためでございます。

7ページ下段、2款、公債費につきましては、償還元金と利子を合わせまして、3億1,541万円で総支出額の70%を占めてございます。詳細につきましては、決算書をご覧くださいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、認定第7号についての詳細説明はありますか。

旗町建設水道課長。

○建設水道課長（旗町通憲君） それでは、認定第7号、平成26年度山形村水道事業会計決算認定について、補足説明を申し上げます。こちら、千円単位で説明させていただきますと思います。

会計決算報告書、1ページをご覧くださいと思います。まず3条予算の収益的収支の収入では、水道事業収益は2億986万円で、前年度と比べ、617万2,000円の減額となりました。このうち、営業収益につきましては、前年度と比べ1,653万4,000円減の1億9,711万2,000円で、これは、こちらの方も、冬期精算の2月、3月分の暫定料金の利率を見直したことや、基本料金の値下げ、それから使用水量の減少によるものの影響でございます。また、営業外収益につきましては、1,274万9,000円と、前年度に比べ、1,036万4,000円の増となっておりますが、こちらにつきましては、26年度から法改正により、資本剰余金の収益化によるものの影響でございます。

中段、支出の水道事業費用でございますが、前年度比312万9,000円減の1億8,030万9,000円でありました。減額の要因は、排水及び給水費の修繕量の支出が少なかったためでございます。その他の営業費用では、制度改正に伴う引当金の計上で、賞与引当金及び福祉厚生費への引当金で、それぞれ87万円と12万6,000円の支出がございました。

次に、2ページの4条予算の方でございますが、資本収支についてでございます。資本収支では、一般会計からの消火栓取付収入等による収入で、98万5,000円です。支出については、1款、資本的収支総額、6,779万5,000円で、前年度比1,460万3,000円の減額となりました。これは、1項建設改良費で、工事の減少により、1,085万2,000円の減額と、企業債償還で平成19年度に借り入れた起債2件の元利償還がその前の

年、25年度より始まった一方、やはり25年度に借替債が終了したものが1件あったため、全体として、前年度比375万2,000円の減となりました。

続いて3ページ、損益計算書をご覧いただきたいと思います。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、3,114万2,000円で、これに営業外収益と費用を合算し、特別損出を引いた経常利益は、2,938万2,000円でございます。これに、前年度繰越剰余金を加えた当年度末未処分利益剰余金は、4,255万1,000円となりました。これは、前年度と比べ、1,338万3,000円の増額となりました。事業の詳細につきましては、7ページ以降の事業報告書をご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で担当課長の詳細説明が終わりました。ここで、代表監査委員より、平成26年度一般会計決算及び特別会計決算、並びに公営企業事業会計決算について、決算審査意見書の報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

○代表監査委員（笹野初雄君） それでは、平成26年度山形村一般会計及び特別会計及び公営企業会計決算の審査結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条の第2項及び第241条第5項、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、審査に付されました。平成26年度山形村一般会計及び5つの特別会計及び水道事業会計決算につきましては、平成27年7月21日から8月3日まで決算書、及び関係諸帳簿類等を審査いたしましたので、決算審査報告書に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1つ目としまして、審査の対象であります、ここにあるご覧のとおりでございます。

続きまして、2、審査の方法でございます。各会計決算書及び決算説明書に基づいて審査すると共に、関係職員から説明を聴取し、また現場において予算執行が適正かつ効率的になされているか、事務事業が経済的、効果的に行われたかを審査いたしました。

続きまして、3つ目の審査の結果でございます。審査なされた山形村一般会計及び5特別会計、並びに水道事業会計の歳入歳出決算、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、関係法令に準拠して作成され、その係数はいずれも正確であることを認めました。また、予算執行状況も適正であることを認めました。運用基金の年度末合計現在高は7,904万8,000円で、前年度末とほぼ変わりはありませんでした。

続きまして、4、決算の概要であります。各会計の決算係数はご覧のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、審査意見ですが、総括いたしまして、一般会計の歳入歳出差引額は1億3,981万6,000円、実質収支額は1億1,510万9,000円であり、実質収支比率は4.6%です。当年度も適切な支出がなされており、単年度の財政力指数0.406で、前年度より0.019ポイント上回りました。経常収支比率は、79.9%で、前年度を1.8%上回りました。また、人件費は23.1%でありました。公債費負担比率は11.9%と、前年度に比べ、1.1%下回りました。

まず、一般会計から申し上げますと、村税全体では前年度と比較しますと、3,786万5,000円増額になっております。法人村民税が1,870万円、個人村民税は572万2,000円、固定資産税が1,312万7,000円、軽自動車税が87万7,000円、それぞれ増額となっております。収入未済額は、滞納繰越分を含む収入未済額は3,656万円となり、前年度より626万5,000円の減額となっております。徴収率は、前年度と比較しますと1.0ポイント上回っております。納税相談を実施するなど努力が認められますが、税の公平負担の面からも重要であると言えますので、さらなる収納未済額の縮減と徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

次に基金についてですが、平成26年度末における各基金の合計額は、19億7,650万3,000円で、前年度末と比較しまして1億6,400万6,000円増加しております。公共下水道推進基金の5,000万円を取り崩したものの、財政調整基金に7,334万8,000円。また特定目的基金の庁舎等の建設基金に8,970万4,000円。さらに社会福祉の充実基金に、5,062万4,000円が積み立てられており、それぞれに対し備えがされております。

次に、国民健康保険特別会計です。実質収支額は、8,796万8,000円でありましたが、前年度繰越金が9,831万1,000円などがあったため、今年度も単年度収支はマイナスとなっております。年度末の国民健康保険支払準備基金の額は、1億1,376万7,000円です。不納欠損額は、443万円で、前年より12万7,000円増加しております。収入未済額は、前年度より749万4,000円減額しております。また、徴収率は、前年度と比較しますと、2.0ポイント上昇しております。各々係数は、ご覧のとおりであります。

次に後期高齢者医療特別会計です。特別徴収の現年度分には滞納額はございません。普通徴収の現年度分、滞納繰越分ともに、収入未済額は前年度より増加しております。それぞれ係数は、ご覧いただきたいと思います。



次に、介護保険特別会計です。全体の徴収率は前年度と変わりございませんでした。係数はご覧のとおりでございます。

次に、清水高原簡易水道特別会計です。特に問題なく運営されておりますが、前年度より収入未済額が増加しております。係数については、ご覧いただきたいと思っております。

次に、公共下水道事業特別会計です。この会計は平成27年4月1日から、法適用の下水道事業会計に移行したことにより、打ち切り決算となっております。係数は、ご覧いただきたいと思っております。

運用基金の状況を申し上げますと、土地開発基金は、7,853万6,000円。福祉医療費資金貸付基金は、51万2,000円となっております。

終わりに、水道事業会計を申し上げます。今年度も順調な運営がされておりますが、有収率が81.9%で、前年度に比較すると3.3ポイントほど下回っております。当年度純利益は、2,938万2,000円で、前年度繰越利益剰余金を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は4,255万円となっております。係数はそれぞれご覧いただきたいと思っております。

以上をもちまして、平成26年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算につきまして、地方自治法及び地方公営企業法、関係法令に基づく審査の結果の報告と意見を申し上げ、ご報告を終わりといたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより、認定第1号から認定第7号までの議案について一括質疑を行います。質問事項が他項目に渡る場合にも、一括して質問してください。答弁は、そのあとで行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第41号

○議長（平沢恒雄君） 日程第18、議案第41号「平成26年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第41号「平成26年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」の提案説明を申し上げます。

本件は、平成26年度決算により生じた利益剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容といたしましては、未処分利益剰余金が4,255万611円となっておりますが、そのうち100万円を減債積立金に、2,500万円を建設改良積立金として処分し、残りの1,655万611円は翌年度へ繰り越すものであります。

以上、説明申し上げます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、詳細説明があれば、それを許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で、詳細説明は終わりました。

それでは、議案第41号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

#### ◎議案第42号

○議長(平沢恒雄君) 日程第19、議案第42号「山形村行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第42号「山形村行政手続条例の一部を改正する条例について」提案説明申し上げます。

国の法律、行政不服審査法が50年ぶりに改正され、平成28年4月に施行されます。この改正行政不服審査法の全面改正にあわせまして、住民の権利利益の保護の充

実のために、一部改正を行うものでございます。

山形村行政手続条例につきましては、行政処分や行政指導など、村が一定の活動をするにあたって守るべき共通のルールを定めた条例であります。今回、改正の内容としましては、住民が行政処分等を求めることができる仕組みと、行政指導の中止等を求めることができる仕組みを設ける内容になっております。

住民の権利利益の保護のさらなる充実を図る観点から、行政運営における公正の確保と、透明性の向上に資することを目的とした改定をするものでございます。

実施期間についてであります、平成27年10月1日からの施行としております。よろしくご審議をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、詳細説明があれば、それを許します。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 先ほど村長の方から、行政不服審査法が50年ぶりに改正されるということが出てまいりました。今回、行政不服審査法、いわゆる国民が行政庁に対して不服を申し立てる制度の法律なのですが、これが改正になるということで、行政不服審査法の関連3法というのがございます。行政不服審査法、それから行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、それから行政手続法の一部を改正する法律ということで、この3つが関連した法律になります。行政不服審査法自体は、交付後2年以内の施行ということで、先ほど申しましたように来年4月からの施行になるという形でございます、行政手続法につきましては、すでにこの4月から国の方の法律として改正をされております。その改正に伴いまして、村の条例も合わせて整備をするというものでございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第42号についての質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第43号から第45号

○議長（平沢恒雄君） 日程第20、議案第43号から日程第22、議案第45号までを一括して議題とします。書記をして、各議案の朗読を行います。  
神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただ今、一括議題としました議案第43号から議案第45号までの議案について、村長より提案説明を求めます。  
百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 補正予算議案第43号から議案第45号までの提案説明を申し上げます。

まず、議案第43号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第2号は、歳入歳出予算及び地方債の補正をするものです。第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出に1億3,782万1,000円を追加し、補正後の予算規模は36億5,297万1,000円となっております。

主なものを申し上げますと、歳入予算では、地方公交付税の普通交付税に5,101万6,000円。繰入金の介護保険特別会計繰入金に169万6,000円、前年度繰越金に6,510万9,000円、諸収入のコミュニティ助成事業収入金に250万円、村債の臨時財政対策債に1,711万1,000円を追加するなどいたしました。

歳出予算では、地方財政法の規定に基づいて、26年度決算の剰余金のうち、6,100万円を繰上償還金にあて、残りの5,410万9,000円を財政調整基金に積み立てる予算計上をいたしました。そのほかに総務費は、企画費に223万5,000円、電子計算費に1,500万円、地域づくり事業費に250万円、農林水産業費は林業振興費に217万4,000円、商工費は商工業振興費に350万円、教育費は小学校の給食運営費に327万3,000円など、それぞれ計上いたしました。

第2条の地方債の補正は、臨時財政対策債について、限度額を増額し、1億4,811万1,000円として定め、変更するものです。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

次に、議案第44号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算第2号」であります。

介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出にそれぞれ1,207万8,000円を追加し、総額を6億9,795万9,000円とするものです。

歳入予算では、制度改正に伴う国の補助金のほか、歳出予算に伴う国、県の負担金、基金交付金及び繰越金をそれぞれ計上いたしました。

歳出予算では、介護保険支払準備基金積立金、国庫支出金等過年度返還金及び一般会計繰出金の増額をするものです。

次に議案第45号「平成27年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）」であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出にそれぞれ123万5,000円を追加し、総額を1,603万5,000円とするものです。補正の内容ですが、歳入では、前年度の決算に伴う繰越金123万5,000円を追加いたしました。歳出の主なものでは、一般管理費の委託料に132万7,000円を追加し、施設管理費では修繕費に24万7,000円を追加し、補償金を33万9,000円減額するものであります。

以上、補正予算案につきまして、その概要を申し上げます。ご審議をよろしくお願いたします。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、それを許します。

始めに、議案第43号についての詳細説明はありますか。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 先ほど村長のからの提案説明のとおりでございますが、主立ったものでございますが、補正予算案の2ページをご覧くださいと思います。

歳入の主なものでは、9款の地方交付税、それから18款の繰越金、これは精算になるものでございます。それから、村債というような形で、合計で1億3,782万1,000円の歳入という形で見ております。

次に歳出の方の関係でございます。8ページの方をご覧くださいと思いますが、27年度の当初予算の事業執行が完了したものの減額や、また今後実施予定の事業について不足が見込まれるもの、新規事業のために追加補正の増額等を計上させていただきました。

大きな款について説明を申し上げますが、2の総務費でございます。今回、総務費の中で大きなものは、マイナンバー制度の符番開始が10月2日に始まるということで、そのセキュリティ対策として、1,500万円を計上させていただきました。それから、

スカイランドきよみずの調理品備品でございますが、これがやはり20年経過した中で、スチームコンベクションオーブンはすでにもう老朽化、ちょっと先が危ないという形の中で、更新のための費用を230万7,000円ほど見込んでおります。それから、安全対策としまして、通学道路、それから地域の防犯灯の新設、移設、それからLED化ということで、116万7,000円を見込みました。

それから、歳入の方でも、先ほど村長が説明申し上げましたが、コミュニティ事業の実施団体に補助金として250万円を計上させていただいております。これは、村の会計を通るという形で、歳入に250万円、出る方に250万円という形になります。総務費の総額では、今回の補正額は2,135万8,000円という金額になります。

民生費では、難病患者に対する扶助費の増額が40万円。それから、26年度の臨時福祉給付事業の精算金としまして、国の方へお返ししなければいけないお金があるということで、68万3,000円。それから、介護保険の特別会計繰出金の減額が224万3,000円。それから、心身障害児の通所、通園の補助の減額、43万2,000円ほどが主なものでございます。民生費では、125万6,000円の減額という形になってございます。

それから、衛生費でございますが、先ほども言ったような、国庫の支出金の返還金、26年度分の精算がついてくるという中で、10万4,000円ほどの返還がありますけれど、ほかの事業等の関連もあって、2万5,000円のみを追加計上という形でございます。

農林水産業費では、鳥獣捕獲対策としまして、212万4,000円ほどを追加計上させていただきます。国営の2期の土地改良事業の負担金は、精算という形で不要額が298万8,000円ほどの減額があるという形で、農林水産業費全体では、6万7,000円の減額となっております。

商工費でございますが、今回350万円の計上でございます。これは融資資金の斡旋事業等での追加計上という形となっております。

それから、8の土木費でございますが、151万2,000円でございます。これは、この夏に、なろう原公園の植栽管理の中で、ブランコの上にすでに30メートル以上の高木が10数本立っておりました。この木の枝が、風等によって落ちてくるということで、枝の落下が見込まれるということで、公園の利用者の方等からいろいろな意見をいただきまして、何とか安全管理をしてくれということで、これを伐採しなければならないということで、公園の植栽管理へ、これから秋に実施する分を先にそちらの方へ充当させていただいたということで、今後の植栽管理分として151万2,000円を計上させていただくものでございます。

教育費では、学校の修繕費に39万3,000円、それから職員の賃金、費用弁償に41万2,000円、それから学校給食の運営費として、給食施設が一部保健所の検査結果で指導を受けた中で、修繕をどうしてもしなければならないということ等もありまして、総額では407万8,000円を計上させていただきました。

それから、公債費としましては、繰上償還に6,100万円を計上し、利息及び当該年度の支払元利金563万3,000円の減額と差引で、5,446万7,000円となっております。諸支出としましては、基金費として5,410万9,000円を財政調整基金への積立金といたしました。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第44号についての詳細説明はありますか。

塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） それでは、介護保険特別会計補正予算のうち、制度改正に伴う部分についての補足説明をいたします。

予算書の6ページ、歳入についてご覧ください。中段の国庫補助金の総務費の補助金ですけれども、制度改正に伴うシステム改修補助金として、所要額の2分の1の91万3,000円を計上しております。それによりまして、7ページ中段の一般会計繰入金では、交付決定額91万3,000円の減額を含んだ228万円の減額となっております。

また、歳出につきましては、8ページの総務費の一般管理費に、システム改修関係があります。これは、従来国保連合会への請求を電話回線を使用していたものをインターネット回線に変更するため、電子証明手数料や電算への委託料が発生しているものです。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第45号についての詳細説明はありますか。

村長の提案説明が終了しましたので、これより議案43号から議案第45号までの議案について、一括質疑を行います。質問事項が他項目に渡る場合にも、一括して質問してください。答弁はその後行うようにします。それでは質問のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第23、議案の委員会付託を議題とします。本日、提出されました認定第1号から認定第7号、及び、議案第41号から議案代45号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よって、議案付託書のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前10時56分）